

コーポレート・ガバナンス報告書

2023年6月6日

OOKABE GLASS株式会社

代表取締役 大壁 勝洋

問合せ先： 管理部門 執行役員

総務チーム担当部長 酒井 佳世子

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は公正かつ効率的な経営に取り組むにあたり、コーポレート・ガバナンスが重要な課題であると認識しております。そのため、経営の意思決定の内容及び過程を明確にし、経営の健全性の確保と透明性を高めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
スリー・バイ・スリー合同会社	1,200,000	50.59
大壁 勝洋	1,042,200	43.93
伊井 敏幸	130,000	5.48

支配株主名	スリー・バイ・スリー合同会社、大壁 勝洋
-------	----------------------

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

スリー・バイ・スリー合同会社は、当社代表取締役である大壁勝洋の近親者が議決権の過半数を保有しており、資産管理を目的とする会社であります。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	12月
業種	卸売業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	一名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	一名

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	2 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、監査法人、内部監査室長は、相互に連携して、三者間で定期的に会合を開催し、課題・改善事項等の共有を図っており、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

なお、当社は、大会社ではないため会計監査人を設置しておりませんが、監査法人コスモスとの間で金融商品取引法に準じた監査契約を締結しており、随時、監査方針や監査実施状況に関する協議の場を設けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
福 蘭 健	公認会計士／税理士													
寺 尾 忠佳	公認会計士／税理士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
福 菌 健	—	—	同氏が公認会計士及び税理士として財務・会計に関する知見を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけると判断したため。
寺尾 忠佳	—	—	同氏が公認会計士及び税理士として財務・会計に関する知見を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけると判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	0 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策 の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

—

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社は、報酬等の総額が1億円以上である取締役が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対して、管理部担当者が、取締役会開催日時や決議事項の事前通知を行うとともに事前に資料を提供し、必要に応じて説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会)

当社の取締役会は、4名の取締役で構成されております。

取締役会の運営は、取締役会規程に定められており、原則として月1回開催の取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令及び定款に定められた専決事項のほか、経営に関する重要な事項や非経常的な事項を、適時適切に承認・報告・決議し、善管注意義務及び忠実義務の履行に努めております。

(監査役)

当社は監査役制度を採用しており、2名で構成されております。

監査役は監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

(戦戦会議)

当社の経営会議(戦戦会議)は、代表取締役、取締役及び各部署長にて週1回開催しており、経営方針、営業戦略、リスクコンプライアンス及び新規事業開発などの経営重要事項を決定しております。

(内部監査)

当社の内部監査は、代表取締役の直轄業務として、被監査部門からの独立性を確保しながら、リスクとコントロールに適合したクロス監査を実施しております。

(会計監査)

当社は監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2022年12月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、相羽美香子氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名、その他1名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、監査役2名を社外監査役とし、いずれも税理士及び公認会計士であります。高度な専門的知見を持つ人物を招聘することで、経営の合理化と効率化、法令遵守、少数株主の保護、取締役会での高度な議論・提言による活性化を図っております。

また、社内の重要会議（戦戦会議）の充実、監査役・内部監査・監査法人の連携確保を実現すべく、現在の体制を選択しているものであります。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していない	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IR に関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ内に、IR ページを開設し、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報についても掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	取締役管理部長を責任者とし、管理部を担当部署として IR 活動を行ってまいります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
実施していない	今後の検討課題と認識しておりますが、TDnet や当社ホームページにて、ステークホルダーに対して積極的な情報開示を適時に行っていく方針です。

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システム構築の基本方針について、次のとおり定めております。 (内部統制システムの構築の基本方針) 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (1) 取締役は取締役会及び経営会議（戦戦会議）の場で、他の取締役の業務執行につき報告を受け、相互の業務執行について、法令及び定款に適合しているかを監督します。 (2) 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行します。 (3) 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用します。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当業務を執行します。 (4) リスク・コンプライアンス規程を定め、リスク・コンプライアンス体制を整備、強化し、定期的に研修等を行い、全役職員へのコンプライアンス意識の浸透を図ります。 (5) 不正行為、違法行為等に関して使用人が直接報告、相談できる内部通報窓口を設置します。

通報窓口責任者が法令又は定款に違反する恐れがあると判断した場合には、速やかに監査役に報告します。

(6) 反社会的勢力による不当要求に対し組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 株主総会、取締役会の議事録、経営会議（戦戦会議）等の重要な情報については、法令及び文書管理規程・稟議規程等の関連規程に従い、適切に記録し、文書保存期間一覧表に定められた期間保存します。

(2) 関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善を行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理担当役員は、リスク・コンプライアンス規程に基づき、常時リスク管理体制の構築、改善、運用及び各部門・関連子会社への啓蒙、指導を行います。

(2) 各部門・事業子会社の長は、リスク・コンプライアンス規程に定めるリスクが発生した場合、速やかにリスク管理担当役員に報告し、リスク管理担当役員は、報告を受けた内容を取締役会及び監査役へ報告します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定時取締役会を原則として毎月1回開催するとともに、必要に応じ臨時取締役会を適宜開催します。経営方針に関わる重要事項については、事前に社長、その他必要な取締役が十分な審議を行った上で、取締役会に諮るものとします。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程に定めるところにより、取締役会が任命する代行者の指揮のもと行います。

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程に基づき、関係会社の管理は、管理管掌役員が統括し、職務執行の報告等を受け、必要に応じて取締役会への上程及び報告を行います。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役が監査役の職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合には、人員を設置します。

(2) 当該従業員の選任、解任、異動等には、監査役の同意を要するものとします。

(3) 当該従業員は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役の指示に従い職務を遂行し、取締役の指示命令を受けません。

7. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、並びに当該報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与える事項が発生又は発生する恐れがあるとき、役職員による法令違反又は不正行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告します。前記に関わらず監査役はいつでも必

要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。

(2) 当社は、監査役へ報告を行った役員及び使用人に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役員及び使用人に周知徹底します。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会等、重要な会議に出席して、業務執行状況を把握するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて、取締役又は使用人に説明を求めることができます。また、監査法人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、業務執行及び財務上の問題点につき協議します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けて、当社及び当社子会社の役職員が反社会的勢力等に関与または利益供与の防止を目的とする「反社会的勢力等排除規程」を制定して、また、反社チェックの手順等を定めた「反社会的勢力等の調査実施要領」を定めて運用している。さだめてすることをぼうしすること
また、当社は、公益財団法人福井県暴力追放運動推進センターに加入しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

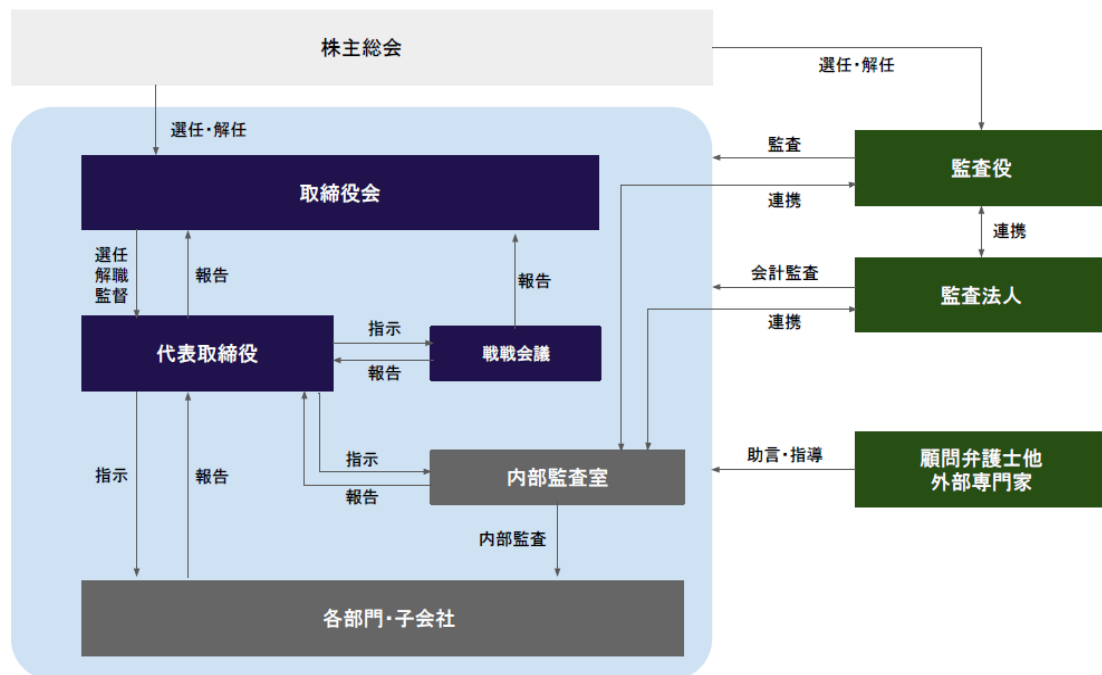
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

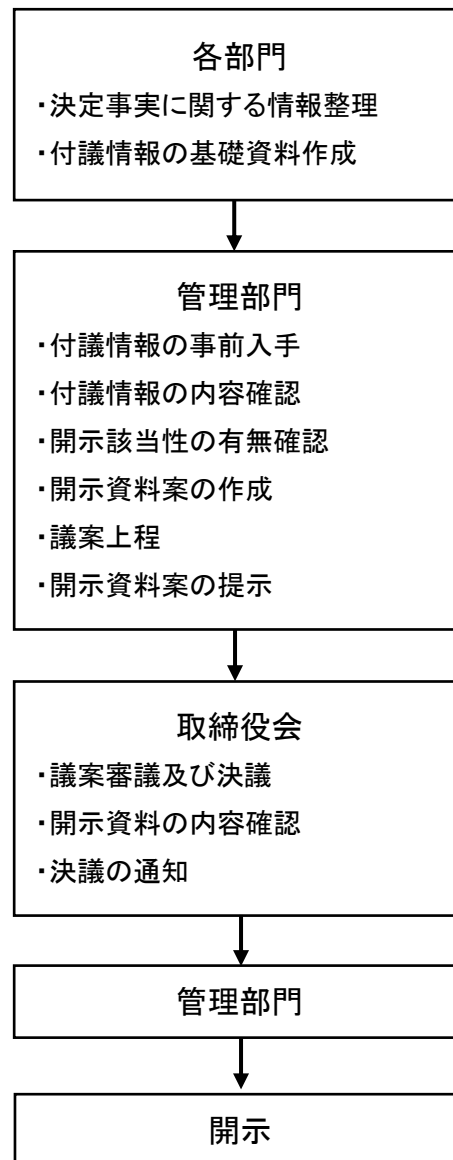
当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】

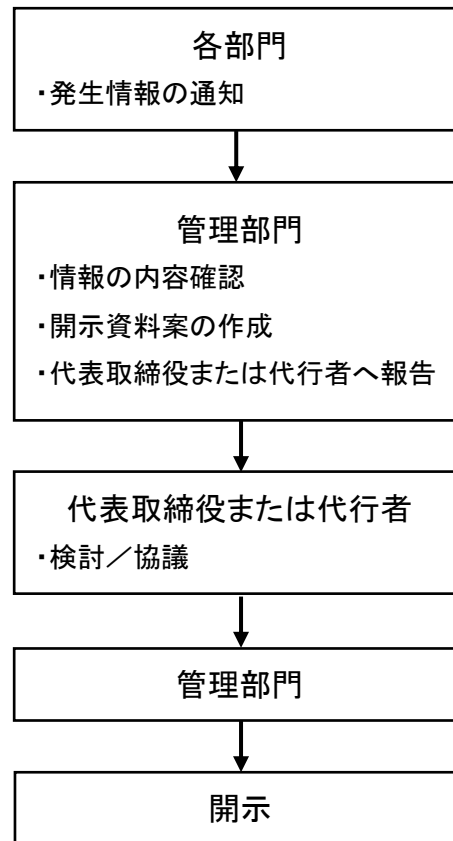


【適時開示体制の概要（模式図）】

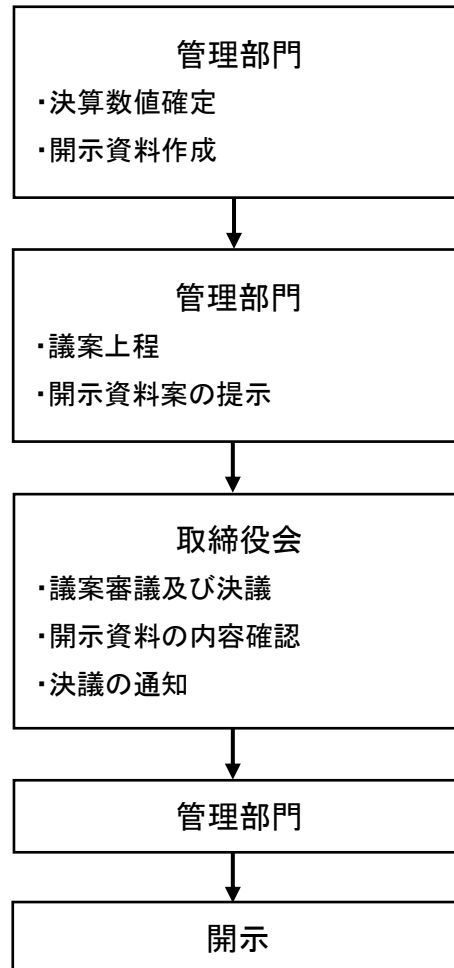
1. 決定事実の開示フロー



2. 発生事実の開示フロー



3. 決算情報の開示フロー



以上